⑵　重点的に取り組むべき事項

上記の姿の実現を目指し、エコツーリズムを推進していく上で、重点的に取り組むべき事項は以下のとおりです。

ア　地域への支援

・エコツーリズム推進に係る協議会などの適切な運営に向けた効果的な技術的助言や指導としての専門家派遣
・取り組む地域に対するノウハウの提供と情報の共有化
・ガイドやコーディネーター等の人材育成への支援
・多言語整備等のインバウンド対応に向けた支援
・自然観光資源等のモニタリング及び評価への支援

イ　国内外への戦略的情報発信等

・国内における「エコツーリズム」の認知拡大や理解醸成に向けた情報発信
・全体構想認定地域のブランド力や知名度の向上に向けた情報発信
・海外に向けた日本のエコツーリズムのブランディング

ウ　科学的評価方法に関する調査等

・実践的なモニタリング及び評価手法などの研究、技術等に関する整理

エ　他の施策との連携強化

・学校教育、社会教育施策との連携
・農山漁村の活性化施策との連携
・交通施策との連携
・観光地域づくり施策との連携
・その他観光諸施策との連携

## 第２章　エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項

地域におけるエコツーリズムの推進に当たっては、ガイドなどの観光事業者や地域住民、特定非営利活動法人、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者、土地の所有者や各種の権利を有する者、その他のエコツーリズムに関連する活動に参加する者、関係行政機関、関係地方公共団体など、地域の多様な主体が参加及び連携し、相互に情報を共有するとともに、合意形成を図りつつ、取組を進めていくことが重要です。中でも市町村は、地域におけるエコツーリズム推進の中心的な役割を担うことが求められています。また、これら関係者が一堂に会し、様々な意見を取り込み、関係者の共通理解の下、合意形成を図ったり、意思決定を行うための場を設置したりすることが必要となります。

このため、エコツーリズムを推進しようとする市町村は、上記関係者に広く参加を呼びかけ、法第５条の規定に基づき、協議会を組織することができることとされています。

協議会では、関係者の意見を取りまとめ、当該地域におけるエコツーリズムの推進に関する全体構想を作成します。また協議会は、取組状況を定期的に点検するとともに、その結果に沿って、全体構想や取組の見直しを行う役割も期待されます。なお、地域の関係者は、全体構想の素案を作成した上で、当該市町村に対して協議会を組織することを提案することができます。

１　協議会の組織化

⑴　幅広い主体が参加することの必要性

エコツーリズムの推進に当たっては、プログラムの充実や実施による効果の波及、ルールの浸透、利害関係の調整などを図るために様々な主体の連携が必要となります。そのため、地域の自然環境や観光活動の状況、農林水産業や農山漁村の活性化との関連などの特性に応じて多様な主体の参加の機会を確保することが求められます。

特に、法第８条に基づく指定により、保護措置が図られる「特定自然観光資源」又は当該特定自然観光資源の所在する区域において動植物の採捕の権利が設定されている場合であって、その権利を有する者の代表者がいる場合には、その代表者の参加の意向等を考慮しつつ、可能な限りその代表者の参加を確保する必要があります。

また、自然観光資源を対象とした保全再生活動などに関わる団体の参加も望まれます。

加えて、必要に応じて広域行政機関としての都道府県や国などの関係行政機関の参加を求めることも重要です。特に、特定自然観光資源の所有者が国や都道府県である場合には、所有している省庁の地方支分部局又は都道府県の参加が必要です。

さらに、全体構想に係る地域において、国又は都道府県が所有する土地があり、当該国又は都道府県から協議会への参加の申入れがあった場合は、土地の所有者たる国の地方支分部局又は都道府県を構成員として加えることが必要です。

⑵　協議会の体制

協議会の規模については、効率的な運営に留意し関係団体の代表などから構成するなどにより、適切なものとすることが求められます。また、円滑な運営を確保する観点から、運営事務を取り仕切る事務局を市町村や観光地域づくり法人（ＤＭＯ）等に設置することが考えられます。

なお、事務局の運営を円滑に進めるためには、地域の取組全般に対して助言を行うアドバイザーの設置も有効な手段となります。

２　協議会の運営

合意形成に当たっては、地域の実情に応じて客観的な情報を用いたり、建設的な意見を集約し、自然観光資源の持続的利用など共通の利益の確認に努めたりすることなどにより、効果的な運営に留意する必要があります。

また、協議会の構成員は、互いに協力して積極的に協議会の効率的な運営及び全体構想の推進に努めることが求められます。

さらに、協議会には全体構想作成後もそのチェックや定期的な見直しなど継続的な運営が求められることから、定期的に協議会を開催することが必要です。

その際、地域において観光振興や地域づくりに関わる類似した協議組織が既に設立されている場合は、共同の開催や部会制とするなど構成員に配慮した運営とすることも検討される必要があります。

協議会はその開催などについて原則公開とし、運営に係る透明性を確保することが求められます。より適切な協議会の運営や取組の推進とするために、地域内の専門家だけでなく、必要に応じて、外部の専門家や研究者などからの意見聴取を行うことも必要です。さらに、多様な意見や情報を把握するため、地域住民を始めとする地域の関係者などを対象としたシンポジウムや説明会の開催などを通して、幅広い主体の意見を取り入れるだけでなく参加の促進についても促していくことが望まれます。

また、地域によっては、複数の市町村が協力してエコツーリズムを推進することも想定されます。このような場合には、複数の市町村が合同で協議会を開催するなど、効率的な運営を図ることが考えられます。

３　活動状況の公表・報告

市町村は、協議会の活動状況を毎年取りまとめて、環境大臣、国土交通大臣、文部科学大臣及び農林水産大臣（以下「主務大臣」という。）に報告を行うこととされていますが、併せて広く一般に公表することが求められます。

協議会は、会議などでの協議事項や決定事項などを、関係者間での共有に努めることとします。この際、協議の結果だけでなく、結果に至るまでのプロセスを必要に応じて共有することは、エコツーリズムに対する理解を広め、適切な推進につながります。

## 第３章　エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項

協議会が作成する全体構想は、本基本方針に則して、推進地域や、対象となる自然観光資源、エコツーリズムの実施の方法、自然観光資源の保護及び育成、協議会の参加主体と役割分担、その他エコツーリズム推進に必要な事項を定めるものです。

全体構想は、上記に挙げた各項目について、以下の基本的事項に留意しながら作成するものとします。

１　エコツーリズムを推進する地域

⑴　推進の目的及び方針

（基本的事項）

推進地域の設定を始めとする全体構想の作成に当たっては、まず地域が目指すエコツーリズム推進の背景や目的、取り組むに際しての基本的な方針や課題解決の方向性といった事項を明確にすることが望まれます。